

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

喜多方市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

喜多方市長

## 公表日

令和7年3月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>市町村は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 国保被保険者に係る申請等の受理、審査、応答</li><li>2 国保被保険者証及び各種証明書に関する事務</li><li>3 保険給付に関する事務</li><li>4 一部負担金に係る措置に関する事務</li><li>5 保険給付の一時差止めに関する事務</li><li>6 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</li></ol> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)と連携する。</p> <p>保険給付費支給時の公金受取口座情報照会・取得を行う。 公金受取口座登録制度に基づく保険給付・還付の公金受取口座への振込(被保険者が公金受取口座の利用を希望する場合に限り、情報提供ネットワークシステムに接続して口座情報登録・連携システム(デジタル庁)から被保険者の公金受取口座情報を照会、取得し、公金受取口座への振込を実施)を行う。</p> <p>(市民課は資格の得喪のみ行う)</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1 国民健康保険資格管理システム</li><li>2 団体内統合宛名システム</li><li>3 中間サーバー</li><li>4 国保総合(国保集約)システム(※)</li></ol> <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>

## 2. 特定個人情報ファイル名

個人資格ファイル、レセプト情報ファイル、給付情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の44の項
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 2、3、6、13、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 69、70、160の項	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部保健課
②所属長の役職名	保健課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 総務部総務課 電話0241-24-5204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 保健福祉部保健課 電話0241-24-5223
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月15日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国保事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul> 等	

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ ] 内部監査                      [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住民から個人番号を用いて情報を入手する場合、個人番号カードやその他本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民、他の機関および庁内連携において個人番号を用いずに入手する場合、宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・いずれの場合も複数職員によるチェックをすることで誤入力を防止する。 ・必要な情報以外の登録ができないよう、Reams.NETシステムの入力項目の制御を行っている。また、入力内容については、複数人による二重チェックを実施する。(住民異動届の確認、照合など)

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年3月20日	初版作成				11
平成27年4月3日	評価実施機関における担当部署 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	市民部保健課	保健福祉部保健課	事後	機構改革に伴う変更
平成28年4月7日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部保健課	総務部総務課	事後	喜多方市個人情報保護条例改正に伴う変更
平成29年4月21日	個人番号の利用(法令上の根拠)	・内閣府・総務省令 平成26年9月10日付け令第5号第46条	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	主務省令の名称記載の整理
平成29年4月21日	評価実施機関における担当部署	課長 江花一治	課長 松崎裕美	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	課長 松崎裕美	課長 五十嵐俊之	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	課長 五十嵐俊之	保健課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年4月1日	IV リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年8月11日	評価の再実施				
令和3年9月1日	評価の再実施				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、特定個人情報を被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等の事務で取り扱う。 (1) 国保被保険者に係る申請等の受理、審査、応答 (2) 国保被保険者証及び各種証明書に関する事務 (3) 保険給付に関する事務 (4) 一部負担金に係る措置に関する事務 (5) 保険給付の一時差止めに関する事務 (6) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	市町村は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等の事務で取り扱う。 1 国保被保険者に係る申請等の受理、審査、応答 2 国保被保険者証及び各種証明書に関する事務 3 保険給付に関する事務 4 一部負担金に係る措置に関する事務 5 保険給付の一時差止めに関する事務 6 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)と連携する。 保険給付費支給時の公金受取口座情報照会・取得を行う。 公金受取口座登録制度に基づく保険給付・還付の公金受取口座への振込(被保険者が公金受取口座の利用を希望する場合に限り、情報提供ネットワークシステムに接続して口座情報登録・連携システム(デジタル庁)から被保険者の公金受取口座情報を照会、取得し、公金受取口座への振込を実施)を行う。  (市民課は資格の得喪のみ行う)	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険資格管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保総合システム 国保情報集約システム	1 国民健康保険資格管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 国保総合(国保集約)システム(※) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	評価書見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の30の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</li> <li>＜オンライン資格確認の準備業務＞</li> <li>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</li> <li>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の44の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号別表第二 情報提供の根拠 1,2,3,4,5,9,17,26,33,39,42,43,58,62,80,87,93,97,106,109,119の項</li> <li>情報照会の根拠 42,43の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> <li>情報提供の根拠 第1条,2条,3条,4条,5条,8条,12条の3,19条,22条の2,24条の2,25条,31条の2,33条,43条,44条,46条,49条,53条,55条の2,59条の3</li> <li>情報照会の根拠 第25条,25条の2</li> <li>＜オンライン資格確認の準備業務＞</li> <li>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 2、3、6、13、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 69、70、160の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年10月15日時点	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年10月15日時点	事後	評価書見直しに伴う修正
令和7年3月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	-	2) 十分である	事後	様式変更に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国保事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.当該対策は十分か	-	2) 十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
	IV リスク対策 11.当該対策は十分か 判断根拠	-	・住民から個人番号を用いて情報を入手する場合、個人番号カードやその他本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民、他の機関および庁内連携において個人番号を用いずに入手する場合、宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・いずれの場合も複数職員によるチェックをすることで誤入力を防止する。 ・必要な情報以外の登録ができないよう、Reams.NETシステムの入力項目の制御を行っている。また、入力内容については、複数人による二重チェックを実施する。(住民異動届の確認、照合など)	事後	様式変更に伴う項目追加